平成２８年（フ）第３１号
神奈川県中郡大磯町大磯136番地17
債務者　坂野栄美子こと　金　栄美子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第１１８号
神奈川県小田原市鴨宮559番地の１　あさみハイツ105
債務者　宮坂　　哲
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第２９号
青森市大字羽白字沢田５番地10
債務者　種市　朋子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第２１号
青森県南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田７番地
債務者　田澤　雅仁
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２８年（フ）第２２号
青森県南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田７番地
債務者　田澤　純一
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２８年（フ）第２９号
青森県弘前市大字城東中央四丁目４番地２マッグガーデンヒルズ107号、旧住所青森県弘前市大字稔町24番地18
債務者　浅野　匡弘
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２８年（フ）第２２５号
名古屋市中川区山王１丁目２番29号　リベール山王615号
債務者　苅山　武志
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第２７１号
名古屋市東区筒井３丁目31番14号　恒川ビル３Ｂ号、従前の住所名古屋市東区泉３丁目４番６号　野村ステイツ檀木町南902号
債務者　水島　正一
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１２６号
松江市雑賀町1515番地　メゾンサイカ605号
債務者　山崎　政志
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松江地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第１９号
松江市山代町249番地36
債務者　桶谷恵美子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松江地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第５２号
兵庫県姫路市飾磨区上野田４丁目121番地２、従前の住所兵庫県姫路市木場1441番地23
債務者　浦川　範子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２７年（フ）第８６０号
広島市安佐北区亀山８丁目15番６号
債務者　中本　麻紀（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第１０４号
広島市中区幟町11番８号　グレース幟町マンション402号、住民票上の住所広島県安芸郡海田町稲葉４番23号
債務者　河野　桂子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第７８号
熊本市中央区呉服町３丁目44番地１　302号ウッデイマンション呉服町
債務者　松本　麻央
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第９７号
熊本市北区麻生田４丁目14番７号　クレアコート201号
債務者　萩嶺　壽雄
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第６号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目74番32―53号
債務者　浜崎　智子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２８年（フ）第１５号
岩手県北上市町分18地割40番地２　ナミオカレジデンスＥ―115号
債務者　吉川りつ子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部